

令和8年度茨城県奨学生募集要項 【入学一時金】

予約採用

茨城県教育委員会では、経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に対し、奨学資金を貸与しています。

令和8年度に大学、短期大学又は専修学校の専門課程に進学する方で、入学一時金の貸与を受けることを希望する方を対象に、予約採用の募集をします。

なお、この募集は、令和8年度の茨城県予算により実施する奨学資金事業の事前準備手続ですので、当事業に係る予算が不成立又は推薦基準や募集人員等の変更があった場合には、募集の中止や募集条件の変更をすることがありますので、御了承ください。

茨城県教育委員会への出願期限 令和7年11月21日（金）（必着）

※出願は学校を通して行います。

生徒から学校への書類提出期限は、各学校の指示に従ってください。

【目次】

第1 募集概要

1 奨学資金の概要	2
2 出願者の資格	2
3 出願方法	2
4 提出書類	3
5 採用選考	3
6 貸与方法	3
7 貸与の辞退	4
8 返還、9 返還猶予、10 返還免除	4
茨城県内に居住し、茨城県内で就業したときの返還免除	5

第2 推薦基準 6

第3 添付書類 6

記入例（奨学生推薦調書、奨学生願書） 7

【問合せ先】茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-5245/6045

メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県教育委員会ホームページ 「茨城県奨学資金」で検索

第1 募集概要

1 奨学資金の概要

種 別	貸 与 額	募集人員	貸与期間
入学一時金	240,000 円	20 人	進学する学校に入学する年 (1回)

2 出願者の資格

以下の全てに該当すること。

- ア 茨城県内に居住する者の子弟であること。
- イ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学し、令和8年度に学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）への進学を希望していること。
- ウ 健康で、人物及び学業ともに優れる者であること。
- エ 経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること。
- オ 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する（個人事業主として就業する場合も含む。）意思があること。

3 出願方法

後段の推薦基準（6ページ）を確認し、次のとおり書類を作成、提出してください。

- (1) 生徒は、「奨学生願書」（後記4（4））及びその他の書類（後記4（5）～（7））を、在学する高等学校等に提出すること。
- (2) 各高等学校等は、(1)の書類を取りまとめ、「奨学生推薦調書」（後記4（2））を作成し、「令和8年度 茨城県奨学生推薦生徒一覧」（下記4（1））とともに茨城県教育委員会宛提出すること。

※書類の作成に当たっては、「推薦基準」（6ページ）、「添付書類」（6ページ）、「記入例」（7ページから）をよく確認して記入してください。

※書類の不備がないよう、提出する前に「提出書類チェックシート」で確認してください。

4 提出書類

提出書類名	作成者	備 考
(1) 令和8年度 茨城県奨学生推薦生徒一覧	学 校	
(2) 奨学生推薦調書（様式第1号）	学 校	記入例（7ページ）参照
(3) 提出書類チェックシート（学校用）	学 校	
(4) 奨学生願書（様式第2号）	生 徒	記入例（8ページから）参照
(5) 家計基準に係る証明書	生 徒	6ページ参照
(6) その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類	生 徒 (該当者のみ)	家計の状況等を確認するため、提出を求める場合があります。
(7) 提出書類チェックシート (貸与希望者用)	生 徒	

5 採用選考

推薦基準（6ページ）に掲げる学力基準及び家計基準等に基づき提出書類を審査の上、茨城県奨学生等選考委員会による協議を経て採否を決定（内定）し、令和8年1月下旬をめどに、学校を通して通知します。

採用が内定した方は、令和8年度の当奨学資金事業の予算成立後、令和8年4月以降に、進学した学校を通して茨城県教育委員会宛進学届等を提出した後に正式採用となります。

※ 正式採用されたときは、連帯保証人及び保証人を1人ずつ要します。

【連帯保証人及び保証人の要件】

- ・連帯保証人と保証人は、各々独立の生計を営む成年者で、うち1人は茨城県内に居住する人であること。

※ 決定（内定）後に大学等への進学が行えなかった場合等、辞退が確実な際は、辞退の手続をお願いします。

6 貸与方法

（1）利息

無利息

※大学等を卒業後、5ページに記載する要件を満たす場合は、返還が免除されます。

（2）交付方法

進学後に提出する「口座振込依頼書」により指定された奨学生本人名義の口座に振込をします。

○振込予定期（事情により変更することがあります。）

5月

7 貸与の辞退

貸与は、採用決定後であっても辞退することができます。

8 返還

- (1) 正規の修業期間が終了したときは、その月の6か月後から10年以内に半年賦（年2回払い）又は年賦（年1回払い）により返還していただきます。
- (2) 退学をしたときは、その月の6か月後から、(1)に準じて返還していただきます。
- (3) 返還の手続

正規の修業期間が終了したときに、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人（前記「5 採用選考」※）の印鑑登録証明書が必要になります。

このことについては、修業期間の終了時期が近づいたときに（卒業前等）、あらためて学校を通して通知します。

9 返還猶予

次のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、一定期間、返還を猶予することができます。

- ア 学校教育法に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学しているとき。
- イ アに掲げる学校への進学のため準備をしているとき。
- ウ 長期療養をしているとき。
- エ り災したとき。
- オ 生活保護法による保護を受けるに至ったとき。
- カ ア～オまでに掲げるもののほか、生活困窮の状態にあるとき。

10 返還免除

- (1) 次の事由に至った場合は、審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還の免除申請を行うことができます。
 - ア 本人が死亡した場合　返還未済額の全部
 - イ 本人が心身障害のため労働能力を喪失し返還が困難と認められる場合　返還未済額の全部又は一部
- (2) 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業（正規雇用）したとき（個人事業主として就業した場合も含む。）は、1年毎に審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還を免除します（次ページの欄を参照）。

返還免除について

大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内で就業したとき

この入学一時金は、経済的理由によって修学が困難な生徒の進学を支援するとともに、将来茨城県で活躍していただく優秀な人材を確保することを目的とするものです。

そのため、大学等を卒業後に茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業した場合には、返還を免除することとしています。

ア 返還免除の要件

次の(ア)(イ)のいずれも満たすこと。

(ア) 茨城県内に居住したとき。

(イ) 次の①②のいずれかにより就業したとき。

①期間の定めのない労働契約により雇用（いわゆる正規雇用）され、茨城県内に所在する事務所又は事業所に勤務したとき。

②個人事業主として茨城県内の事業所又は事務所において事業を行ったとき。

イ 免除額及び免除手続

1年当たり 24,000 円（10 年で全額免除）

1年毎に手続を行い、10年継続して要件を満たせば、240,000 円全額の返還が免除となる仕組みです。

（例）

令和 12 年 3 月 大学等卒業

4 月～ 茨城県内に居住し、茨城県内の事業所に勤務

令和 13 年 3 月 返還免除の要件を満たして 1 年経過

4 月 「奨学資金返還免除願」に必要書類を添付し茨城県教育委員会に提出。審査を受け、1 年分（24,000 円）の返還免除が決定。

6 月 （返還免除の申請をしない場合、1 年分（24,000 円）を返還）

以降同様

手続の詳細は、修業期間の終了が近づいたときに御案内いたします。

第2 推薦基準

1 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込がある者

また、将来茨城県において活躍する意欲があり、その見込みがある者

2 学力基準

評定平均3.5以上（小数点第三位以下切り捨て）

※高等学校等第1学年及び第2学年の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第三位以下切り捨て）

※履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法とし、他の方法による評定の場合は5段階法に換算してください。

3 家計基準

住民税非課税世帯（令和7年度課税（令和6年中の所得）の市町村民税所得割が0円）

第3 添付書類

1 家計基準に係る証明書

父及び母、又はこれらに代わって家計を維持する者について次の書類

- ・市役所（町村役場）発行の「(非)課税証明書」（令和7年度課税（令和6年中の所得））
(原本)

記入例

様式第1号（第3条関係）

令和8年度茨城県奨学生推薦生徒一覧における整理番号を記入

茨城県教育委員会

奨学生推薦調書		記入者 職・氏名	教諭 関東 太郎	
本人の 氏名	茨城 奨一			
学校名	大学 学部 普通 科 第3学年 ○○○○高等 学校 全日制 課程 (正規の修業期間 3年)			
成績等記入欄	※ (高等学校等) 高等専門学校、大学、専修学校の専門課程の成績評定表)			
	学年 科目評定	(1) 年	(2) 年	合計
	5	6	7	13
	4 (優)	5	4	9
	3 (良)			
	2 (可)			
	1			
合計	11	11	A 22	
評定 科目数 認定値 $5 \times (13) = (65)$ $4 \times (9) = (36)$ $3 \times () = ()$ $2 \times () = ()$ $1 \times () = ()$ 合計 A (22) B (101)				
$\frac{B}{A} = 4.59$ <p>必ず記入すること (小数点第三位以下切捨て)</p>				
独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たす <input checked="" type="checkbox"/>				
その他推薦の参考事項	<ul style="list-style-type: none"> 6ページの推薦基準「1 人物について」に記載する学生であること を具体的に記入願います。 <p>(記入事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭事情、部活動・クラブ活動、生徒会活動、学業成績 など 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する意思があることを本人に確認し、その旨記入願います。 <p>※以上の記入がない場合、推薦基準を満たさない者として不採用とする場合があります。</p>			
上記の者は、健康で、人物・学業ともに優れ、かつ、学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められるので、推薦いたします。				
令和●年●月●日				
学 校 長 水戸 次郎				
茨城県教育委員会教育長 殿				

(記載の注意)

- 1 ※印の所は該当する所を○で囲むこと。
 - 2 成績評定表は、原則として前2年（第2学年は前1年）の科目数を記入のこと。
 - 3 評定平均値は、小数点第二位まで記入のこと（小数点第三位以下を切捨て）。
 - 4 入学一時金貸与を希望している場合、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金に係る推薦基準を満たすことを確認し、チェック□すること。
 - 5 その他推薦の参考事項欄は、具体的かつ詳細に記載すること。
 - 6 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

(表)

予約採用

茨城県教育委員会

奨学生願書								
ふりがな いばらき しょういち				平成〇年12月15日生 (満17歳)			奨学金(月額貸与)の 貸与希望期間	入学一時金の 貸与希望の有無
氏名 茨城 奨一							年 月から 年 月まで 年 月間	※ 有・無
学校名	○○○○ 高等学校 第3学年				進学希望先	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年度に学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の専門課程への進学を希望している		
本人	現住所 茨城県〇〇市〇〇町〇〇〇							
家族現住所 茨城県 〇〇市〇〇町〇〇〇								
家計内容	給与収入金額				※営業等・農業・不動産・利子・配当			所得金額
	円 1, 280, 000				給与所得以外の所得が あれば記入			円
	合計 1, 280, 000円				合計			円
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	役職名	年収	父又は母死亡のときは、その 年 月 日 (歳)
	父	茨城 進一	48歳	会社員	株○○商店		1,280,000円	
	母	華子	46歳	無職				就学者の 在学学校名
	本人	奨一	17歳	高校生				学年
	×兄	研一	20歳	大学生				現在までの 県奨学資金 貸与の有無
	妹	さくら	14歳	中学生				有 無
								有 無
								有 無
合計(5人)								
家族経済状況及び奨学資金希望理由	別居者は続柄の前に×を記入							
	家族の経済状況と、入学一時金を希望する理由について、 本人が具体的かつ詳細に記入してください。							
	●大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で 就業する意思があることを記入してください。							

(裏)

本人の履歴	平成●年 3月 ○○立○○中学校卒業	年 月
	平成●年 4月 ○○○○高等学校入学	年 月
	年 月	年 月

以上のとおり記載に相違ありません。

奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願ひいたします。

なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

令和●年●月●日

ふりがな いばらき しょういち

本 人 氏 名 茨城 奨一

下記の（記入上の注意）の8を
確認し、適切な人を連帯保証人
にしてください。

ふりがな いばらき しんいち

連帯保証人 氏 名 茨城 進一

現 住 所 ○○市○○町○○○

生年月日 昭和〇年 6月 15 日

続 柄 本人の（ 父 ）

茨城県教育委員会教育長 殿

(記入上の注意)

- 1 ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 2 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 3 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 4 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 5 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 6 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 7 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 8 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄姉又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来、奨学資金返還の責任を負いうる者であること。
なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 9 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。